

## 丸森町館矢間地区 人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
丸森町	館矢間地区(1区東、1区西、2区東、2区中、2区西、山田、南木沼、木沼、松掛)	令和4年3月18日	

### 1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	584.8ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	293.2ha
アンケート回答者の地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	112.8ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	84.5ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	22.8ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

現状は、水稻・園芸・畜産、それぞれの中心経営体が主に農地を維持しているが、中心経営体の高齢化が進んでおり、新たな担い手の育成・確保が必要である。その一方で、一部の中心経営体は農地の集積・集約化を進めたい意向もあるが、貸出し等に応じてもらえないケースも多く、集積・集約化が進まない状況である。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

国道113号を中心として、西側の地区においては、中心経営体である認定農業者や法人を中心に、水稻作付や飼料作物等の転作により農地を維持していく。また、東側の地区においては、園芸団地や草地基盤整備を検討し、農地の集積・集約化につなげていく。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

32 経営体

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b> 将来の経営農地の集約化を目指し、農地を貸付けする際は原則として農地中間管理機構を活用する。</p>
<p><b>園芸団地への取組方針</b> 土地利用型園芸作物を主とした生産性の高い園芸作物を振興するために、水田の畑地化・区画形質変更による園芸団地整備と、将来的な新規就農者の経営耕地及び施設園芸用地としての活用の可能性を併せて検討していく。</p>
<p><b>草地基盤整備への取組方針</b> 堤内地においては飼料用作物の生産が主であり、これまでも各中心経営体において、集積を進めているところではあるが、集約化による更なる生産効率向上を図るために、草地基盤整備事業の可能性を検討していく。</p>